

「2020 年度前期教科書ご採用」連絡のお願い

(提出先→三重大学生協翠陵店 書籍・PC カウンター)

日頃より大変お世話になっております。

教科書販売におきましては、生協をご利用いただき誠にありがとうございます。

2020 年度前期開講科目の教科書のご採用についてご案内いたします。以下のように手続き頂きますよう、お願い申し上げます。

教科書・参考書

●前期で使用する教科書は【1月10日(金)まで】にご注文いただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ 講義開始に間に合うように、出版社へ教科書を早期確保いたします。
- ・ 受講人数が未定でも結構ですので、講義で使用される教科書のタイトル・出版社だけでも生協へお知らせください。(過去の実績に基づいて手配します。)
- ・ 事情により〆切までに教科書が決まらない場合は、その旨ご連絡いただけますと幸いです。
- ・ 必修科目につきましては、〆切前に教科書担当から講義ご担当の先生へお問い合わせすることもございます。
- ・ ご注文いただきました教科書につきましては前期開講日から約 2 週間、「生協第 1 食堂」2 階にて販売します。
- ・ 教科書販売リストには、先生から生協へご注文をいただいた教科書・参考書を掲載いたします。

その他の教材

●教科書以外で「講義に必要な教材」または「学生に薦める参考書」や「レポート提出用の文献」等ございましたらご連絡ください。

- ・ 学生が講義で紹介された教科書を探して生協へ来店するケースが多々あります。
- ・ 注文対応になりますとお渡しまで時間がかかります。事前にお知らせいただければ、教科書販売所または店舗で用意します。

お申込み方法

●下記の A・B・C いずれかの方法でご注文をお願いいたします。

A : 三重大学生協ホームページ内「教科書採用連絡フォーム」をご利用ください。

https://www.univcoop-tokai.jp/mie/textbook/index_m.html

「教科書採用連絡フォーム」

B : 教科書担当の美宅までメールにてご一報ください。 kyokasho@mucoop.jp

C : 裏面の申込書にご記入の上、三重大学生協 翠陵店 書籍・PC カウンターへご持参ください (FAX でも承ります)

●非常勤講師の窓口をされている先生がおられましたら、お知らせください

- ・ 近年、個人情報保護のため、非常勤講師のご連絡先把握が困難になっております。

そのため、教科書の情報が得られずに販売ができない、販売が遅れるなどの事態も生じています。

- ・ 窓口の先生から非常勤講師の先生へ教科書連絡フォームや教科書担当の連絡先を連絡していただくか、連絡先をお教えいただければ、教科書担当から直接連絡を取らせていただくことも可能です。

お問い合わせは、三重大学生協 翠陵店の美宅までお願いします。

三重大学生協同組合 翠陵店 教科書担当：美宅(みたく) 健介

大学内線 2194 TEL : 059-232-5007 FAX : 059-232-1607 メールアドレス : kyokasho@mucoop.jp

こちらの申込書をご記入の上
三重大学生協 翠陵店 書籍・P C カウンターへご持参ください。
(FAXでも承ります)

■ 翠陵店 FAX:059-232-1607

2020 年度前期教科書 申込用紙

氏名	
所属	
常勤・非常勤	常勤 ・ 非常勤
電話番号 もしくは 大学内線	
メールアドレス	

1.使用区分	教科書 ・ 参考書 ・ レポート用文献
2.使用学部・学科・クラス・学年	
3.クラス・学年	
4.曜日	
5.時限	
6.講義名	
7.必修 or 選択	必修 ・ 選択
8.書名	
9.著者	
10.出版社	
11.ISBNコード	
12.受講人数	人数、冊数とも不明の場合でもおおよその数量で結構ですのでお知らせ願います。 【例:20人くらい】
13.申込冊数	
14.献本のご希望	必要 ・ 不要 (献本は50冊の申込につき1冊になります。未記入の場合は、献本不要と判断致します。)
15.販売や採用品などで意見、ご要望がございましたらご記入下さい。	

●個人情報の取扱いについて

三重大学生協は、生協加入や生協利用の際などに利用者からご提供いただいた個人情報を、生協運営や利用者との契約上の責任をはたす為に、利用・管理・保護させていただきます。

●個人情報は原則として第三者に開示しません。利用者からご提供いただいた個人情報は、以下のいずれかに該当する場合は除き、利用者の同意を得ることなく、第三者へ開示することはありません。

(1) 個人を識別することができない状態(学年ごとの組合員数の統計等)で開示する場合

(2) あらかじめ当生協と委託契約を結んでいる企業などに当生協が必要と判断した範囲で開示する場合

(3) 法的な命令等により要求された場合